

令和7年度 自転車用ヘルメット購入費補助事業

安全基準を満たした新品の自転車用ヘルメットの購入費用の一部を助成します！

命を守るヘルメット 自転車に乗るときは必ず着用しましょう!!

自転車乗車中の交通事故で亡くなった方の5割以上が頭部に致命傷を負っています。



申請受付期間

令和7年度の受付

令和7年4月1日～令和8年3月31日

補助対象者

丸亀市内に住所がある市税の滞納がない
・65歳以上の方 ・中学生以下の方
※過去に同補助金の交付を受けた方は対象とは
なりません。
※中学生以下の方は保護者の方が申請してください。

補助額

ヘルメット1個の購入額
上限2,000円
(2,000円未満の場合、100円未満切り捨て)
1人につき1個まで(1回限り)

対象となるヘルメット

1年以内に購入した新品の自転車用ヘルメットで、以下のいずれかの安全基準を
満たしたヘルメット

SGマーク、JCFマーク、CEマーク、GSマーク、CPSCマーク など

必要書類

- 申請書
- 領収書(レシート可) ※ヘルメット代として支払ったことが証明できるもの
(請求書、納品書のみは不可。別に支払った証明書が必要です)
- ヘルメットの安全基準が確認できるもの(取扱説明書、シールが貼付られた現物の写真等)
- 振込口座が確認できるもの



申請方法

ヘルメット購入後、必要書類をお持ちの上窓口で申請してください。
※郵送でも申請できます。
※電子申請も可能です。下記QRコードから手続きしてください。



電子申請をご利用の方は、必要書類を
全て手元にご準備の上、申請ください。

問合せ先

生活環境課 TEL 35-8891